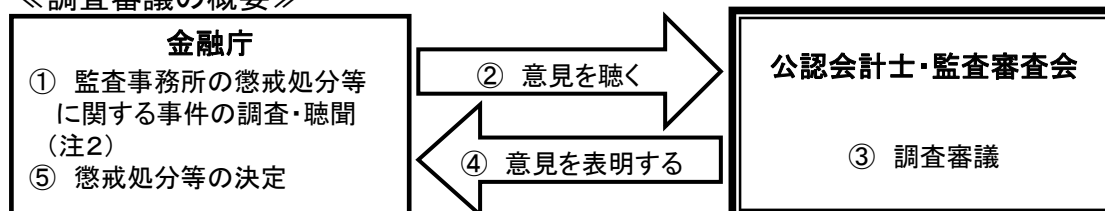


第3章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 制度の概要

金融庁長官が監査事務所に対して懲戒処分等（注1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第32条第5項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



（注1）懲戒処分等は、監査事務所が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

（注2）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

2. 事案の概要

令和7年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は2件であり、その概要は以下のとおりである。

《審議状況》

審議を行った審査会		処分対象
事案1	第506回審査会（令和7年6月12日）	公認会計士1名
事案2	第515回審査会（令和7年10月23日）	公認会計士4名

事案1

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案（信用失墜行為）に関し、調査審議を行い、金融庁長官

の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和 7 年 6 月 20 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

1. 懲戒処分の対象者及び内容

・ 公認会計士 A

業務停止 1 月 (令和 6 年 6 月 24 日から令和 7 年 7 月 23 日まで)

2. 処分理由

上記 1 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号) の規定に基づく税理士業務の停止処分 1 月を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 2

税理士法の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士 (4 名) に対する懲戒処分事案 (信用失墜行為) に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当であるとの意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、令和 7 年 10 月 31 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

(参考) 処分の概要 (金融庁公表資料より)

1. 懲戒処分の対象者及び内容

・ 公認会計士 A

業務停止 4 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 3 月 4 日まで)

・ 公認会計士 B

業務停止 3 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 2 月 4 日まで)

・ 公認会計士 C

業務停止 3 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 2 月 4 日まで)

・ 公認会計士 D

業務停止 3 月 (令和 7 年 11 月 5 日から令和 8 年 2 月 4 日まで)

2. 処分理由

上記 4 名の公認会計士は、財務大臣から税理士法の規定に基づく税理士業務の停止処分 (A 公認会計士 1 年 9 月、B 公認会計士 1 年 7 月、C 公認会計士 7 月、D 公認会計士 2 年) を受けた。

当該事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。